

4-11. 主幹教諭及び指導教諭選考のための受験資格(職種資格・推薦者)(令和3年4月1日現在)

都道府県 指定都市	1 職種資格について				2 推薦者について			
	(1)義務主幹教諭	(2)県立主幹教諭	(3)義務指導教諭	(4)県立指導教諭	(1)義務主幹教諭	(2)県立主幹教諭	(3)義務指導教諭	(4)県立指導教諭
1 北海道	教諭	教諭	—	—	併用 推薦者(校長及び市町村 教育委員会教育長)	併用 推薦者(校長)	—	—
2 青森県	—	—	—	—	—	—	—	—
3 岩手県	制限なし	—	制限なし	教諭等	推薦不要	—	教育事務所長等	所属長
4 宮城県	教諭、養護教諭あるい は栄養教諭	教諭、養護教諭あるい は栄養教諭	—	—	所属長、 市町村教育委員会	推薦不要(所属長の人 物証明書)	—	—
5 秋田県	—	—	—	—	—	—	—	—
6 山形県	制限なし	—	—	—	推薦不要	—	—	—
7 福島県	・小学校教諭、中学校教 諭、特別支援学校教 諭、養護教諭、栄養教 諭いずれかの1種免許 状又は専修免許状を有 する者 ・現任校・現所属勤務年 数2年以上の者	・小学校教諭、中学校教 諭、特別支援学校教 諭、養護教諭いずれか の1種免許状又は専修 免許状を有する者 ・現任校、現所属勤務年 数2年以上の者	—	—	推薦不要	推薦不要	—	—
8 茨城県	—	—	—	—	—	—	—	—
9 栃木県	教諭	教諭	—	—	推薦不要	推薦不要	—	—
10 群馬県	—	—	—	—	—	—	—	—
11 埼玉県	—	—	—	—	—	—	—	—
12 千葉県	教諭又は養護教諭、栄 養教諭	教諭又は養護教諭、栄 養教諭	—	—	推薦不要	推薦不要	—	—
13 東京都	現に主任教諭の職にあり 主任教諭歴2年以上	現に主任教諭の職にあり 主任教諭歴2年以上	①4級職(主幹教諭・指 導教諭)選考 現に主任教諭の職に あり主任教諭歴2年以上 ②指導教諭の任用に関 する選考 現に主幹教諭の者(主 幹教諭(養護)を除く)	①4級職(主幹教諭・指 導教諭)選考 現に主任教諭の職に あり主任教諭歴2年以上 ②指導教諭の任用に関 する選考 現に主幹教諭の者(主 幹教諭(養護)を除く)	併用 (推薦の場合、区市町村 教育委員会)	併用 (推薦の場合、東京都教 育委員会)	併用 (推薦の場合、区市町村 教育委員会)	併用 (推薦の場合、東京都教 育委員会)
14 神奈川県	—	—	—	—	—	—	—	—
15 新潟県	制限なし	—	—	—	推薦不要	—	—	—
16 富山県	—	—	—	—	—	—	—	—
17 石川県	制限なし	制限なし	制限なし	—	市町教育委員会教育長 教育事務所長	学校長	市町教育委員会教育長 教育事務所長	—
18 福井県	—	—	—	—	—	—	—	—
19 山梨県	制限なし	制限なし	—	—	市町村教育委員会教育 長	校長	—	—
20 長野県	—	—	—	—	—	—	—	—
21 岐阜県	制限なし	制限なし	—	—	制限なし	制限なし	—	—
22 静岡県	教諭 事務局等勤務者	—	—	—	市町村教育委員会 所属長	—	—	—
23 愛知県	教諭・養護教諭	—	—	—	市町村教育委員会教育 長	—	—	—
24 三重県	教諭、教委事務局等職 員	教諭、教委事務局等職 員	教諭、教委事務局等職 員	—	併用(推薦者 市町等教育 委員会教育長・所属長)	併用(推薦者 所属長)	併用(推薦者 所属長)	—
25 滋賀県	教諭	教諭	—	—	市町教育委員会教育長 及び校長	校長	—	—
26 京都府	教諭、養護教諭、栄養 教諭	教諭、養護教諭、栄養 教諭	教諭	教諭	市町(組合)教育委員会 教育長	校長	市町(組合)教育委員会 教育長	校長
27 大阪府	公立小学校、中学校及 び義務教育学校の教 諭、養護教諭、栄養教 諭の職または現に指導 主事の職にある者	府立学校の教諭、養護 教諭、栄養教諭の職に ある者又は現に指導主 事の職にある者	公立小学校、中学校及 び義務教育学校の教 諭、養護教諭、栄養教 諭の職または現に指導 主事の職にある者	府立学校の教諭、養護 教諭、栄養教諭の職に ある者又は現に指導主 事の職にある者	市町村教育委員会 教育長	所属長	市町村教育委員会 教育長	所属長
28 兵庫県	教諭、養護教諭、栄養 教諭	教諭、養護教諭、栄養 教諭	—	—	校長及び市町教育長	校長	—	—
29 奈良県	公立学校教諭(養護教 諭・栄養教諭含む)又 は、事務局等職員	公立学校教諭(養護教 諭・栄養教諭含む)又 は、事務局等職員	—	—	推薦不要	推薦不要	—	—
30 和歌山県	公立学校教育職員で経 験5年以上(指導主事等 教育行政経験含む)	—	—	—	併用 推薦:校長及び市町教 委教育長の推薦書 志願:校長及び市町教 委教育長の意見書	—	—	—
31 鳥取県	現に公立小中学校等、 教育委員会事務局等に 勤務し、教諭普通免許 状を所有する者	教諭、養護教諭	—	—	推薦不要	推薦不要	—	—
32 島根県	教諭	教諭及び養護教諭	—	—	推薦不要	推薦不要	—	—
33 岡山県	教諭の専修免許状又は 一種免許状を有する	教諭の専修免許状又は 一種免許状を有する	教諭の専修免許状又は 一種免許状を有する	教諭の専修免許状又は 一種免許状を有する	校長 市町村教育委員会教育 長	校長	校長 市町村教育委員会教育 長	校長
34 広島県	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	市町教育委員会教育長	校長
35 山口県	—	—	—	—	—	—	—	—
36 徳島県	徳島県公立小・中学校 教員及び市町村・県教 育委員会事務局等職員 又は国立学校の教員	徳島県公立高等学校・ 特別支援学校の教員及 び県教育委員会事務局 等職員又は国立学校の 教員	徳島県公立小・中学校 教諭及び市町村・県教 育委員会事務局等職員 又は国立学校の教諭等	徳島県公立高等学校・ 特別支援学校の教諭及 び県教育委員会事務局 等職員又は国立学校の 教諭	推薦者(市町村教育委 員会、所属長)	推薦不要	推薦者(市町村教育委 員会、所属長)	推薦者(校長)
37 香川県	原則として教務主任 管理職候補者として登 録された者の中から選 考する	教諭、養護教諭、栄養 教諭	小学校若しくは中学校 教員免許状を所有する 者	—	推薦不要	校長による意見書	校長(所属長)	—

4-11. 主幹教諭及び指導教諭選考のための受験資格(職種資格・推薦者)(令和3年4月1日現在)

都道府県 指定都市	1 職種資格について				2 推薦者について			
	(1)義務主幹教諭	(2)県立主幹教諭	(3)義務指導教諭	(4)県立指導教諭	(1)義務主幹教諭	(2)県立主幹教諭	(3)義務指導教諭	(4)県立指導教諭
38 愛媛県	小中学校教諭の専修免許状又は一種免許状を有する者	-	-	-	校長、市町教育委員会教育長	-	-	-
39 高知県	教諭、養護教諭、栄養教諭	教諭、養護教諭、栄養教諭	教諭	教諭	併用推薦者 市町村教委教育長 教育事務所長	併用推薦者 学校長	推薦不要	推薦不要
40 福岡県	教諭、養護教諭、栄養教諭、教委事務局等職員	教諭、養護教諭、栄養教諭、教委事務局等職員	教諭、養護教諭、栄養教諭、教委事務局等職員	教諭、養護教諭、栄養教諭、教委事務局等職員	推薦不要	推薦不要	推薦不要	推薦不要
41 佐賀県	指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭	指導教諭、教諭、養護教諭	教諭	教諭、養護教諭	併用推薦者(所属長、市町教育委員会教育長)	併用推薦者(所属長)	併用推薦者(所属長、市町教育委員会教育長)	併用推薦者(所属長)
42 長崎県	教諭、養護教諭、栄養教諭	教諭、養護教諭、栄養教諭	教諭、養護教諭、栄養教諭	教諭、養護教諭、栄養教諭	推薦不要 (市町教委、校長による調書を提出)	所属長	推薦不要(市町教委、校長による調書を提出)	所属長
43 熊本県	教諭、養護教諭、栄養教諭	教諭、養護教諭、栄養教諭、指導主事	-	教諭	市町村立学校教員にあっては市町村教育委員会教育長、その他にあっては所属長	校長(指導主事は所属課長)	-	(ア)熊本県高等学校教育研究会部会長 (イ)校種別校長会(商業・工業・農業・特別支援学校)会長 (ウ)高校教育課長・特別支援教育課長・体育保健課長・県立教育センター所長 (エ)所属長(県立学校長)
44 大分県	教諭 教委事務局等職員 (教諭として採用された者)	教諭 教委事務局等職員 (教諭として採用された者)	教諭 教委事務局等職員 (教諭として採用された者)	教諭 教委事務局等職員 (教諭として採用された者)	公募及び市町村教育委員会の推薦	学校長の推薦	市町村教育委員会の推薦	学校長の推薦
45 宮崎県	指導教諭、教諭、養護教諭	指導教諭、教諭、養護教諭	教諭	教諭	校長	校長	校長	校長
46 鹿児島県	-	-	-	-	-	-	-	-
47 沖縄県	教諭	教諭	-	-	校長、市町村教育委員会教育長	所属長	-	-
48 札幌市	教諭	-	-	-	推薦不要 ※推薦は不要としているが、校長の意見書を求めている。	-	-	-
49 仙台市	教諭、養護教諭、栄養教諭	-	-	-	推薦不要	-	-	-
50 さいたま市	主幹教諭の職を設置しているが、主幹教諭のみの選考は実施していない。	主幹教諭の職を設置しているが、主幹教諭のみの選考は実施していない。	-	-	推薦不要 ※管理職候補者名簿に登載された者の中から、主幹教諭に充てる。	推薦不要 ※管理職候補者名簿に登載された者の中から、主幹教諭に充てる。	-	-
51 千葉市	教諭、養護教諭、栄養教諭	-	-	-	所属長	-	-	-
52 川崎市	教諭、養護教諭、栄養教諭	教諭、養護教諭	-	-	校長	校長	-	-
53 横浜市	教諭、養護教諭、栄養教諭	教諭、養護教諭	-	-	校長	校長	-	-
54 相模原市	制限なし	-	-	-	校長	-	-	-
55 新潟市	教諭、養護教諭、栄養教諭	-	-	-	推薦不要	-	-	-
56 静岡市	教諭(指導主事等を含む)	-	-	-	併用推薦者(所属長)	-	-	-
57 浜松市	制限なし	-	-	-	校長 教育委員会	-	-	-
58 名古屋市	教務主任	-	-	-	推薦不要	-	-	-
59 京都市	教諭	教諭	教諭	教諭	校長	校長	校長	校長
60 大阪市	教諭、養護教諭、栄養教諭	教諭、養護教諭、栄養教諭	教諭、養護教諭、栄養教諭	教諭、養護教諭、栄養教諭	校長	校長	校長	校長
61 堺市	教諭、養護教諭若しくは栄養教諭の職又は指導主事等の職	教諭、養護教諭若しくは栄養教諭の職又は指導主事等の職	教諭、養護教諭若しくは栄養教諭の職又は指導主事等の職	教諭、養護教諭若しくは栄養教諭の職又は指導主事等の職	校長	校長	校長	校長
62 神戸市	制限なし	制限なし	-	-	校長	校長	-	-
63 岡山市	教諭の専修免許状又は一種免許状を有する	-	教諭の専修免許状又は一種免許状を有する	-	校長	-	校長	-
64 広島市	教諭、養護教諭、栄養教諭	教諭、養護教諭、栄養教諭	教諭	教諭	推薦不要	推薦不要	校長	校長
65 北九州市	教諭、養護教諭または栄養教諭	-	教諭、養護教諭または栄養教諭	-	推薦不要	-	推薦不要	-
66 福岡市	教諭	教諭	教諭	教諭	推薦不要	推薦不要	推薦不要	推薦不要
67 熊本市	教諭、養護教諭、栄養教諭、教育委員会事務局等職員	-	-	-	推薦不要	-	-	-

(注1) 表中見出しの「県立」とは、都道府県立・指定都市立学校を示す。

(注2) 「-」は、選考試験を実施していない場合を表す。